

Title	中世都市の發達(一)
Author(s)	三浦, 周行
Citation	經濟論叢 (1921), 12(6): 819-827
Issue Date	1921-06-01
URL	http://dx.doi.org/10.14989/127794
Right	
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	publisher

會學濟經學大國帝都京

叢論濟經

號六第 卷二十第

行發日一月六年十正大

論叢

中世都市の發達

文學博士 三浦 周行

社會的法的經濟學の考察

文學博士 米田庄太郎

純理上より見たる財産重課の理由

法學博士 神戸 正雄

戰後獨逸の社會主義運動

法學博士 河田 嗣郎

時論

増俸の研究

法學博士 小川郷太郎

說苑

我國農産物生産調査に就いて

法學博士 高岡 熊雄

舊岩國藩の製紙原料保護政策

經濟學士 吉川 元光

所得と勞賃

經濟學士 堀 經夫

雜錄

史的唯物論略解

法學博士 河上 肇

Zimmermannの政治測量

法學博士 財部 靜治

勞働組合主義變轉の傾向

法學博士 河田 嗣郎

附錄

本誌第十二卷總目錄

經濟論叢

第十二卷 第六號 (通卷第七十二號)

大正十年六月發行

論叢

中世都市の發達 (一)

三浦 周行

歐洲中世の都市が、文化の發達に寄與貢獻した事の多きは今更暇々する迄もないが、我中世の都市も、種々の點に於て、これに類似して居る。

何れの邦國でも、商工業の進歩せない間の都市は、農村の稍大きなものに過ぎなかつた。我國古代の都市も亦同様であつて、京都ですらも、地主や農民が市民の大部分を占めて居つたものである。中世期に入つたからとて、遽に此狀態の改まるべき筈もないのであるが、時代の趨勢は都市の發達を促して、終に其面目を一新せしむるに至つた。

歐洲の都市が中世の後期に於て著しい發達を示したやうに、我國の中世にあつても、都市の興

隆は寧ろ其後期に顯著であつた。今都市の發達から觀て中世を二期に分けるならば、前期は鎌倉時代から凡そ室町時代の初期迄であつて、後期は室町の中世から豊臣時代迄とすべきであらう。就中前期は古代都市の名殘の尙ほ失せやらぬところはあつたが、其中おのづから他日興隆の基礎が築かれつゝあつた。それは種々の點より觀察すべきであるが、試みに其主なるもの一二を擧げると、

(第一)政治的都市の増加 中世期に入つてから京都の外に鎌倉といふ政治的都市の新に出現して、公家政治の首府と對立して而かも一層優越であり且つそれと別箇の特色を有つた武家政府の首府となつたことは、最も注意すべき重要事實と謂はねばならぬ。そればかりではない、地方に於ても、元の來寇があつてから、幕府は國防上の必要から、北條氏の懿親を九州探題や長門探題に任じた。殊に前者の如きは其屬僚に鎮西評定衆、鎮西引付衆などがあつて、さながら一の小幕府たるの觀を呈したのである。室町時代になつてからは京都は公家と武家と二重の首府となり鎌倉は最早幕府の所在地ではなかつたけれども、重大なる委任を受けて、將軍と顔顔し、屢衝突を來した關東公方の首府であり、此時代には更に東北に奥州探題、羽州探題さへ置かれた。是等の探題府の所在地は何れも政治的都市として發達したと同時に、其商工業も自然に發展して相當の成績を擧ぐるに至つたのである。

さりながら是等の都市はもとく統治機關として成立したものであるから、經濟的には消費的都市であつた。京都が地方から輸送された租庸調や莊園の年貢其他種々の物資の消費地であつたことはもとよりであるが、中世に出來た鎌倉の如きも、多少の生産はあつたにしても、大體に於て消費的であつたといへる。弘長三年八月鎮西乃貢運送船六十一艘が伊豆の海に於て漂着した¹⁾とあるは鎮西から鎌倉へ運漕の海上での出來事と思はれるのであつて、遠く鎮西地方から迄、斯く多數の入船があつたとするは、當時諸國の物資の盛んに鎌倉に輸入しつゝあつた状況を思ひ浮べられやう。源光行の貞應四年に書いた海道記に由比濱の光景を目撃して「數百艘の舟ども、つなをくさりて大津のうらに似たり」といつて居るのはさもあるべきことゝ想像される。鎌倉の民家について同じ海道記に「千萬字の宅、軒をならべて大淀のわたりにことならず」と書いて居るのは、誇張の嫌あるにしても、當時地方の守護や主なる御家人も鎌倉に邸宅を有つて居たが、彼等を始めとして地方から此地に集る人も決して少いとはせなかつた。彼陸奥の藤原氏が費用を惜まず貴重なる工藝品を京都に逃へたことは有名な話であるが、斯く各地方の物資のこゝに集るものゝ多かつたのは亦其住民を初め各地方の需要者に供給せんが爲めであつて、庭訓往來に「鎌倉之逃物」とあるものが即ちそれであつたらう。

然るに此種の都市の特色としては其頗る專制的色彩に富んで居たことを擧げねばならぬ。これ

1) 吾妻院弘長三年八月二十七日條

も鎌倉についていへば、今でも同地に遊ぶものは其北部に幕府といふ政廳や源氏の氏神を崇めた鶴岡八幡宮を中心として鎌倉の五山以下の主なる寺院が東西に羽翼を張つて居るを見受けるであらう。商業區域は大町から材木座へかけての東南部にあつて、海道記にも「東南の角一道は舟楫の津、商賈の商人、百族にぎはひ」云々と見える。今の材木座の海岸は當時船舶輻輳の地であつて、貞永元年に着岸の煩を除かんが爲め、往阿彌陀佛が勸進上人となつて築き上げた和賀江島はいつしか崩壊し去つたけれども、其遺蹟は今尙ほ干潮時に於て波打際に隱見して居る。此埠頭に近く商店の櫛比し ことは地の利を利用したものである。而かも此一區劃に限られたのは幕府の都市計畫からも來て居た。是等の市場はもとほ市内の各地に散在して居たものと見えるが、幕府は其弊を認めて、建長三年に一定の商業地域を限りて彼等の營業を許し、其他の場所に於てすることを嚴禁したのである。²⁾ 是時に指定されたのは、

大町 小町 米町 龜谷辻 和賀江 大倉辻 乘飛和坂山上

であつて、それには西部の龜谷辻、乘飛和坂山上や北部の大倉辻も交つて居る。其後文永二年に又市場の散在について幕府の禁令が出で、

大町 小町 魚町 穀町 武藏大路下 須知賀江橋 大倉辻

に限られた。³⁾ 穀町は即ち米町である。前後多少の變遷があり。これにも大倉辻の外須知賀江橋

2) 吾妻鏡建長三年十二月三日條
3) 同書文永二年三月五日條

(筋違橋とも)の如き稍北寄りの方面もないではないけれども、兩者に通じて東南部の地方が大多数を占めて居ることは注意すべきであらう。幕府の干渉は更に商店の構造に及んだ。即ち無制限に是等の商店を構へる爲め次第に道路を狭めるに至つたものと見え、寛元三年に幕府は保司奉行人に命じてこれを取締らせたが、⁴⁾其後文永二年にも商店を構へる爲めに道路を破壊することを禁じ地奉行人に命じて保々に達せしめて居る。⁵⁾地奉行人は市中の取締に任すべき職務であつて、保司は最小行政區畫たる保の長と見える。

商品についても幕府は監視の眼を光らせて居たらしく、建長四年には鎌倉中に沽酒を禁じて居る。⁶⁾當時の調査に據ると鎌倉中には三萬七千二百七十四口といふ夥しい酒壺があつたが、幕府は僅に一屋一壺の制限の下にこれを許して其他の造酒を禁じ、鎌倉中はもとより諸國に至る迄酒の賣買を禁じて仕舞つた。其理由としては明記されたものはないが、同年は旱魃の爲め稻の不作を來した事實があるから米を原料とする酒の醸造を制限したことは江戸時代の立法に徴しても推知される。其他和賀江津で賣る材木の丈が短くて建築用材に適せぬ爲め、適當の寸法を定めて、不足のものは沒收を命じたこともある。商人の數に對する制限としては、寶治二年に幕府が鎌倉の商人の式數を定めさせたことが見える。⁷⁾所謂式數については定説がないが、私は商業の座に關係あるものであらうと思ふ。鎌倉幕府の政策は質素儉約の獎勵であつた。將軍直轄の武士たる御家人

4) 吾妻鏡寛元三年四月二十二日條

5) 同書文永二年三月二十五日條

6) 同書建長四年九月三日條及十月十六日條

7) 同書寶治二年四月二十九日條

に儉約を勧めたことは言ふ迄もないが、一般平民とても違犯したものはこれを寛容すべきでない幕府が建長五年の新制を遵行して、關東御家人と共に鎌倉居住人の過差を禁じたるが如きは其一適例と謂ふべきである。然るに商人は時好を追うて動もすれば奢侈の風をそゝるが如き行爲に出でるものであるから、幕府は商業に従事すべきものゝ員數を制限して消極的に其防止に務めたことと解すべきであらう。商品の價格についてはこれより以前にも朝廷の社會政策に關する善政の一つとして沽價の法を定められることはあつたが、幕府もこれに倣つて物價の騰貴した場合一定の價格を定めて其調節を圖つたことがある。⁸⁾

是等の干渉は既に古代の都市に加へられたものもないではないけれども、又新に加へられたものもあつて、而かも武家丈に其制裁は頗る武斷的であることを注意せねばならぬ。これでは經濟的より都市の發達を阻礙こそすれ、助長することは望れなかつたやうであるが、それは皮相の觀察に過ぎぬ。幕府が斯る干渉を加へたことは取りも直さず商業の股賑の反影であつて、此時代には商取引并商業の進歩の觀るべきものがないではなかつた。

(第二)商業の進歩 幕府が鎌倉に置かれてから、東西の交渉が頻繁になつて來たので、其間新らしい宿驛が設けられて、交通の便は開け、通信の速達は期せられた。其商業上に及ぼした好影響は改めて言ふ迄もあるまい。

8) 吾妻鏡建長五年九月十六日條
同書建長五年十月十一日條

當時爲替手形の流通して居つたことは注意すべきことであらねばならぬ。即ち錢の爲替を替錢といひ、米の爲替を替米といつて、共に「カハシ」といひ、手形を割符さいふといつた。割符屋はこれを營業としたものである。鎌倉で替錢を取組んで京都で受取るが如き手形の現存して居るのを見れば其圓滑なる流通を偲ばれる。而かもこれに支拂期限や期限内に支拂はなかつた場合の賠償額や爲替の利子を明記してあるなどは何れも其發達の程度を卜すべきものである。それには幕府の奨励も與つて力があつたらうと思はれる。幕府は永仁五年の徳政に於て債務を免除したけれども此爲替に限つて(利子を附したものとさへも)これを適用せないことゝした。後には利子丈は認めぬことに改め、縦ひ手形面に利子を支拂ふことが記されて居つても、其義務を履行せんで宜しいことゝしたとはいひながら、爲替を普通の貸借關係と異つたものと看做してこれを保護したことを認めねばならぬ。それが又一一般の商取引の敏活に寄與したことのの多かつたのは言ふ迄もあるま

商業の座は當時尙ほ發達の道程にあつたのであるが、前にも述べた鎌倉の商業地域に於て、米町・魚町などの名稱はやがて其米商・魚商の營業區畫を指して居る。これを又前の幕府が鎌倉中の商人の式數を定めさせた事實に照らし合せて考へると、それが單なる米商、魚商の人數を指したものではなく、彼等の間には一種の組合が成立つて居たが、幕府は無制限に組合員の増加を來す

の弊を思つて、其員數を制限したものと見るべきで、それが式數であらうと思はれる。當時は米座といひ魚座といふが如き座の名稱を用ゐなかつたけれども、實質上からいへば、矢張座と申して差支ない程のものが既に形成されて居つたであらう。

(第三) 社寺の保護 中世初期の都市を回顧するに當つてそれらの都市若しくは市民と社寺と

の關係の是迄になく密接になつたことを見遁す譯には行かぬ。南都北嶺を始めとして主なる寺院や神社の教界より俗界にかけての勢力は尙ほ頗る旺盛であつて、興福寺の如きは大和一國を其勢圏内に置き、全國一般に置かれた守護・地頭をも、大和に限つて除外例とすることを幕府に承認させたのである。此勢力は直接間接に都市及び其住民に影響を及ぼした。港灣の關稅の收入が主なる社寺に寄附されて其雜掌の管理に歸したのも此期間に目立つて見える現象である。兵庫、渡邊、神崎の三箇津の東大寺に於ける¹⁰⁾、敦賀津の西大寺、醍醐寺、祇園社に於ける¹¹⁾。皆それであつた。是等は商船から納める目錢とか升米(例へば升米は一石毎に一升、其他の貨物は百分の一などの割合で)¹²⁾を一定の期間内(五箇年とか六箇年とか)社寺の造營料等に寄附するものであるが、期限後の繼續をも妨げないのであつたから東大寺の兵庫關の如きは殆ど其寺領の觀を呈して居た。京都の市民が朝廷の諸司諸衛の雜色人、諸宮諸臣の召使出納者の名の下に權門勢家に屬して專賣專業の特權を與へられつゝあつたことは既に古代に見えて居るが¹³⁾、此時代には京都の土倉酒屋業者が

10) 東大寺文書

11) 西大寺文書

12) 西大寺文書 正和五年閏十月十五日院宣

13) 壬生官務家文書

山門に屬して其公人若しくは日吉の神人等の名を假り債務者を壓迫して營業の安全を圖つた。¹⁴⁾ 彼等が大山崎八幡宮の在京神人の名に於て、紺紫薄打酒麴の販賣を專業として商品に對する關稅其他租稅の免除を受けつゝあつたのも亦同様である。¹⁵⁾ 彼等の社寺に於けるは莊園の本所と同一の系統に屬するものであつて、これに向つて一定の納め物(例へば大山崎神人の場合は八幡宮内殿の燈油を全部負擔するのである)¹⁶⁾と共に、從屬關係が成立つて其保護を享受するに至つたものである。私は商工業の座の起源を社寺に歸する學說に反對するものではあるが、さりとて座の發達が社寺の保護と密接の關係のあつたことを否認するものではない。

- 14) 建武以來追加
15) 離宮八幡宮文書
16) 同文書